

令和3年第2回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月10日（木）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	委員会提出議案 第 2 号	取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	議案第33号	取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	取手市税条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	市道路線の認定について
	議案第44号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第41号	取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について
	議案第42号	消防ポンプ自動車の取得について
	議案第43号	消防団ポンプ自動車の取得について
日程第7	承認第6号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
日程第8	報告第1号	令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第2号	令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第3号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第4号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

日程第9	報告第5号	令和2年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和3年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について
	報告第6号	2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について
	報告第7号	令和2年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和3年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について
日程第10	請願第20号	「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願
	請願第21号	新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
日程第11	一般会計決算・予算審査特別委員会設置の件	
日程第12	意見書案第6号	コロナ禍での東京五輪開催中止の決断を求める意見書について
日程第13	意見書案第7号	脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を求める意見書について

地方自治法第121条により令和3年第2回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
取手市教育長	伊藤哲
取手市農業委員会会長	倉持光男

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
選挙管理委員会書記長	鈴木文江
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
会計管理者	倉持和子
総務部次長	齊藤理昭
安全安心対策課長事務取扱	齊藤理昭
福祉部次長	加藤輝代
障害福祉課長事務取扱	加藤輝代
福祉部次長	飯野恵久子
子育て支援課長事務取扱	飯野恵久子
まちづくり振興部次長	石塚幸夫
環境対策課長事務取扱	石塚幸夫
建設部次長	森田正和
管理課長事務取扱	森田正和
都市整備部次長	渡来真一
都市計画課長取扱	渡来真一

取手市選挙管理委員会委員長	小池健
取手市代表監査委員	石橋大輔
取手地方公平委員会委員長	高坂明夫

総務部	総務課長	澤部慶
	選挙管理委員会書記長補佐	澤部慶
	人事課長	軽部幸雄
	情報管理課長	大久保益雄
	市民協働課長	佐藤睦子
	市民課長	稲村忠弘
	取手支所長	藤原敏幸
	藤代総合窓口課長	金子秀明
	総務課副参事	松崎剛
	安全安心対策課副参事	鈴木和彦
政策推進部	政策推進課長	彦坂哲
	秘書課長	丸山博
	魅力とりで発信課長	立野啓司
	文化芸術課長	飯山貴与子
	政策推進課副参事	高中誠
財政部	財政課長	中村有幸
	管財課長	鈴木正美
	公共施設整備課長	原部英樹
	課税課長	橋本直樹
	納税課長	三浦雄司
福祉部	社会福祉課長	下田浩
	高齢福祉課長	秋山和也
	高齢福祉課副参事	井橋久美子
	障害福祉課副参事	鈴木哲也
健康増進部	健康づくり推進課長	樋口康代
	国保年金課長	木村太一
	保健センター長	助川直美
まちづくり振興部	産業振興課長	海老原輝夫
	農政課長	川村昭彦
	環境対策課環境政策室長	大隅正勝
	火葬場組合事務局長	牧野孝浩
建設部	道路建設課長	榎根本嗣郎
	排水対策課長	飯塚稔
	水とみどりの課長	森川和典
	道路建設課副参事	渡辺光明
都市整備部	建築指導課長	田中健士
	中心市街地整備課長	飯竹永昌
	区画整理課長	浅野和生
	都市計画課長	中村大地
	都市政策推進室長	中村大地

教育委員会	教育部長	田中英樹
	教育参事	森田哲夫
	教育次長	大手勉志
	教育総務課長事務取扱	
	学務課長	直井徹
	保健給食課長	大野篤彦
	指導課長	大越茂
	指導課長	松戸孝泰
	教育総合支援センター長	
	生涯学習課長	染谷和之
	子ども青少年課長	香取美弥
	スポーツ振興課長	豊島寿
	図書館課長	長塚逸人
	指導課副参事	篠田清孝
ふじしろ図書館長	蛭原雅己	
農業委員会事務局長	浜野彰久	
監査委員事務局長	染谷久	
取手地方公平委員会事務局長		

消防本部	消防長	秋山龍司
	次長	小林良一
	総務課長	仲村厚
	予防課長	齊藤正己
	警防課長	岡田直紀
	取手消防署長	石島良夫
	戸頭消防署長	酒井靖久
	吉田消防署長	福田義久
	櫛木消防署長	吉田大祐

令和3年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	6/10	木	本会議	午前10時	開会、議案上程・提案理由説明 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般会計決算・予算審査特別委員会設置
2	6/11	金	本会議	午前10時	一般質問（染谷・海東・入江・石井・細谷・久保田・金澤・小堤・須田・結城・佐藤議員）
3	6/12	⊕	休 会		
4	6/13	⊕	休 会		
5	6/14	月	本会議	午前10時	一般質問（根岸・鈴木・小池・遠山・加増・岩澤・関戸・落合議員）
6	6/15	火	本会議	午前10時	議案質疑・付託
7	6/16	水	委員会	午前10時	総務文教常任委員会（オンライン）
8	6/17	木	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会（オンライン）
9	6/18	金	委員会	午前10時	建設経済常任委員会（オンライン）
10	6/19	⊕	休 会		
11	6/20	⊕	休 会		
12	6/21	月	委員会	午前10時	一般会計決算・予算審査特別委員会（オンライン）
13	6/22	火	委員会	午前10時	デモテック戦略特別委員会（オンライン）
14	6/23	水	委員会	午前10時	議会運営委員会（オンライン）
15	6/24	木	休 会		議事整理日
16	6/25	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	6/26 ～7/8		休 会		議事整理日
30	7/9	金	本会議	午前10時	閉会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、通常よりも長めの7月9日までを会期としております。ただし、6月25日までに議了したときには、議決し、閉会する予定です。

取 議 発 第 1 7 号  
令 和 3 年 6 月 9 日

議員各位

取手市議会議長  
齋 藤 久 代

議員派遣の件

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり議員を派遣したので報告する。

記

(1)

- ・派遣目的 茨城県市議会議長会定例会出席のため
- ・派遣場所 水戸市
- ・派遣期間 令和3年4月21日(1日)
- ・派遣議員 齋藤久代(議長)

(2)

- ・派遣目的 自治体議会特別セミナー参加のため
- ・派遣場所 水戸市
- ・派遣期間 令和3年4月21日(1日)
- ・派遣議員 鈴木三男議員、久保田真澄議員、根岸裕美子議員

(3)

- ・派遣目的 市町村長・市町村議会議長会議出席のため
- ・派遣場所 水戸市
- ・派遣期間 令和3年4月23日(1日)
- ・派遣議員 齋藤久代(議長)

## 委員会提出議案第2号

### 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年 6月10日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 岩 澤 信

#### 提案理由

オンライン会議システムを活用した委員会の会議において表決を行うことができるようにするとともに、会議室に集まって委員会の会議を行う場合において、タブレット端末を用いた電子採決システムにより採決を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は<u>挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)</u>をさせ、起立者又は挙手者<u>(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手者)</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者<u>(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手者)</u>の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を採らなければならない。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を採る。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>2 同時に前項本文の<u>記名投票、電子採決シ</u></p>	<p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は<u>挙手させ</u>起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を採る。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票と無記名投票の要</u></p>



システムによる投票又は無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(電子採決システムによる投票)

第133条の2 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを、問題の可否を表明しない者は棄権のボタンを押さなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第32条第1項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 請 願 文 書 表

令和3年第2回定例会

受付 番号	受付 月日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
20	6/1	「安全・安心の医療・介護 の実現と国民のいのちと健 康を守るための意見書」 を国に提出することを求め る請願	茨城県水戸市城南3-9-20 茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 後藤 朋子 (小池 悦子) (細谷 典男)	福祉厚生
21	6/1	新型コロナ禍による米危機 の改善を求める請願	茨城県稲敷郡阿見町小池 2157-24 県南農民組合 組合長 渋谷 俊昭 ほか1人 (遠山智恵子)	建設経済

請願 第20号

受付 令和3年 6月 1日

「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」  
を国に提出することを求める請願

紹介議員 小池 悦子 細谷 典男

・請願趣旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

・請願事項

- 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 6月 1日

請願者代表

住所 茨城県水戸市城南3-9-20

氏名 茨城県医療労働組合連合会

執行委員長 後藤 朋子

取手市議会議長 殿

請願 第21号

受付 令和3年 6月 1日

## 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

紹介議員 遠山智恵子

### ・請願趣旨

コロナ禍における米の需要「消失」は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず2022年産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナにより消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されてきます。かつてない危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

### ・請願事項

- 1 コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。
- 2 コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。
- 3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）について、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 6月 1日

請願者代表

住所 茨城県稲敷郡阿見町小池 2157-24

氏名 県南農民組合

組合長 渋谷 俊昭 ほか1人

取手市議会議員 殿

## 特別委員会の設置について

1. 名 称 一般会計決算・予算審査特別委員会
2. 調 査 目 的 取手市一般会計予算（補正予算を含む）・決算に関すること
3. 委 員 定 数 10名
4. 審 査 期 間 令和2年6月10日から令和3年3月31日まで。  
閉会中もなお審査を行うことができるものとする。

意見書案第6号

コロナ禍での東京五輪開催中止の決断を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 6月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

## コロナ禍での東京五輪開催中止の決断を求める意見書（案）

現在、国際オリンピック委員会（I O C）、公益財団法人日本オリンピック委員会（J O C）及び日本政府、東京都は、2021年の東京オリンピック・パラリンピック開催を強行しようとしています。ところが、周知のように東京をはじめ国内各地で、さらには世界各国では今日に至るまで新型コロナウイルス感染拡大で深刻な状況が続いています。有効な予防策として開始されたワクチン接種の立ち遅れも深刻であり、感染防止の決定打となるにはまだまだ時間を要する状況です。

このような状況下で、約2ヶ月後の東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催できると考えることは極めて難しい事態です。特に選手の方々は、感染拡大が心配な東京・日本の中で感染のストレスにたえずさらされ、厳しい制限を課せられて、満足のいくパフォーマンスを発揮することは大変困難と思われます。コロナ禍での五輪開催は、オリンピック憲章にも定められている根本原則にある「平和でよりよい世界をつくることに貢献する」という目的から逸脱することになります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを7・8月に開催するためには、たくさんの医療従事者の方々をはじめ、医療施設や医療設備などの貴重な資源が必要となります。ただでさえ深刻な不足に直面している医療資源を五輪に回すことは、コロナ禍で疲弊している医療従事者の方々をさらに苦しめ、住民や参加者の不安や心配は一層高まり、いのちや暮らしを危険にさらすこととなります。

6月2日の衆院厚生労働委員会において尾身会長は東京オリンピック・パラリンピックをめぐって「今のパンデミックの状況で開催するのは普通はない。」と指摘しています。さらに国民世論の6～8割がコロナ禍での五輪の延期や中止を求めており、大会スポンサーの新聞社も五輪中止の社説を掲載したほどです。

人々の命と暮らしを守ることが、自治体の本義・責務であります。日本政府・東京都として国民の命を守ることを最優先に、コロナ禍での東京五輪開催は一刻も早く中止の決断をし、東京五輪中止をI O Cに求めるべきです。

以上のことから、地方自治法第99条により、下記事項について意見書を提出します。

### 記

- 1 日本政府・東京都は国民の命と暮らしを最優先に、今夏、コロナ禍における東京五輪開催は中止の決断をし、強くI O Cに求めること。
- 2 東京五輪中止によって利用可能になった各資源を、コロナの感染拡大防止対策に活用すること。

令和 3年 6月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣  
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣  
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣 東京都知事



意見書案第7号

脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030年エネルギー基本計画の改定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 6月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸 裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷 典男

## 脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定を求める意見書（案）

気候危機により人類の持続可能性が、今、問われています。気温を 2100 年までに産業革命から 1.5°C 上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030 年第 6 次エネルギー基本計画の改定は、コロナ災害と気候危機が進んでいる今、大変大切な計画です。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030 年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021 年 3 月、東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきです。日本は約 70% の食料とほぼ 100% のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーはほぼ再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050 年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることです。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

### 記

- 1 国は、次期エネルギー基本計画で、2030 年度の再生可能エネルギー電力目標を 60% 以上、2050 年度には 100% を目指すこと。
- 2 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止し、石炭火力発電も段階的に 2050 年までに廃止すること。
- 3 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めること。

令和 3 年 6 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 経済産業大臣

# 一般質問発言順序決定表

令和3年第2回定例会

一般質問1日目 6月11日（金）10時開議予定				一般質問2日目 6月14日（月）10時開議予定			
質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者
1	染谷	7	金澤	1	根岸	7	関戸
2	海東	8	小堤	2	鈴木	8	落合
3	入江	9	須田	3	小池		
4	石井	10	結城	4	遠山		
5	細谷	11	佐藤	5	加増		
6	久保田			6	岩澤		

一般質問発言通告事項一覧表

6月11日(金)

令和3年第2回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	染谷和博 議員	孤立・孤独対策について	1 一時生活支援事業	市長
		アフターコロナの地域活性化について	1 地域資産としてのミュージックツーリズムの開発	市長
2	海東一弘 議員	自殺予防対策に関わる取組について	1 前年中の本市の数より考えられること 2 中年層への対策 3 いのち守り隊(ゲートキーパー)の周知	市長
3	入江洋一 議員	新しい「とりで住ま 入る支援プラン」について	1 今回の改正のポイントは 2 改正によって期待される効果は 3 コロナ禍での影響は 4 周知方法	市長
4	石井めぐみ 議員	新型コロナワクチン 接種体制について	1 ワクチン接種推進室 2 職員の支援体制	市長
		高齢者のICT利用 促進について	1 高齢者のスマートフォン保有率 2 高齢者の情報格差解消 3 健康づくりへのICT活用	市長
		業務の効率化について	1 電子決裁に向けた検討	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
5	細谷典男 議員	営農型太陽光発電の 普及について	<p>1 農水省によると、営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組であり、作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できる、というものである</p> <p>(1) 制度の周知をどのように図ってきたか</p> <p>(2) 営農型太陽光発電普及に関して市農政と農業委員会の役割</p> <p>(3) 関係機関の相談窓口などとの連携</p>	市長 農委会長
		一時多量ゴミの対応 について	<p>1 遺品整理など一時多量ゴミ発生の際、今までの対処方法</p> <p>2 常総広域センターの新たな方針</p> <p>3 不法な収集の排除と周知の必要性</p>	市長
		人材育成と人事政策 について	<p>1 人材育成とは、個々の職員の能力やモチベーションを高める取組である。取組によって職場は様々な環境変化へ対応でき、永続的な発展や成長を目指すことができる。育成には研修や出向、OJTなど一般的には時間とコストを要するが人事政策によっても目的を達することができる</p> <p>そのためには人材育成の目的を明確にする必要がある。庁内において求められる人材はゼネラリストかスペシャリストか、この目的に沿って人事が行われることによって人材育成に資することになる</p> <p>モチベーションを高めるものとして昇格がある。昇格に際しては昇格異動と同一部署内での昇格がある</p> <p>求める人材像によって効果的人事異動とは何か、最近(ここ6年ぐらい)同一部署(課)における昇格人事が連続した事例なども踏まえて所見を明らかにすること</p>	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
6	久保田真澄 議員	生理の貧困について	1 生理用品の配備 (1) 市内小中学校に設置 2 公共施設等で生理用品の配布 3 プロジェクトの立ち上げ (1) 市内、外問わず生理用品の寄付を募る	市長 教育長
		双葉団地内の安全 対策について	1 事故多発十字路への信号機設置 2 茨城県内での運用が始まった、可搬式オー ビスの設置	市長
7	金澤克仁 議員	新型コロナウイルス ワクチン接種に ついて	1 行政の責任者として市長の接種 2 スケジュール 3 大規模接種	市長
		ギガスクール構想 について	1 現状と課題 2 今後の展望 3 緊急事態の備えは	教育長
8	小堤修 議員	取手市空家等対策 計画について	1 当該計画の他計画との具体的整合性及び作 成経緯 2 空家等の課題と方針 3 「空家等の適正管理通知書」の実績 4 所有者不明空家等での樹木雑草等の繁茂 5 行政代執行の定義付けによる今後の方針	市長
		救急医療体制とド クターヘリ等につ いて	1 救急隊の救急救命活動の実態 2 ドクターヘリの実態 3 ドクターヘリと救急隊の連携 4 バイスタンダーと救命～AED	市長
9	須田光雄 議員	街路樹の根上がり 対策について	1 現状と対策 2 将来を見据えた今後の取組	市長
		市内公立小中学校 の授業について	1 今年度のプール授業の現状 2 公平に行われているか 3 今後の取組	教育長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	結城 繁 議 員	コロナ禍における 中小企業・小規模 企業支援について	1 実態の把握 2 中小企業・小規模企業の支援策と効果 3 支援の柱となる振興基本条例の制定	市 長
		駅周辺の環境衛生 について	1 鳥害の状況と対策（ムクドリ、カラス、ハト など） 2 取手駅東口喫煙所対策の進捗状況 3 西口駅前トイレ	市 長
11	佐藤 隆治 議 員	市長マニフェスト について	1 マニフェストの進捗状況 2 コロナ禍における影響 3 今後の施策実施に向けて	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
12	根岸裕美子 議員	子どもたちの日常生活を取り戻すための、より子どもたちの心身に目を向けたうえでの感染症対策について	1 子どもたちの日常を取り戻すための、今年度の取手市の学校教育活動方針 2 コロナウイルス感染症と子どもとの関係についての情報発信は 3 コロナ災害1年経過して子どもたちの状況は	教育長
13	鈴木三男 議員	地方債について	1 市の令和3年度予算における地方債残高 2 合併特例債の問題点に対して市はどのように取り組み、運用してきたのか 3 市の令和3年度予算における基準財政需要額と臨時財政対策債との関係において、市の臨時財政対策債に対する考え方	市長
14	小池悦子 議員	コロナ禍の中、顕在化した「生理の貧困」への支援策について	1 生活の困窮や親のネグレクトなど、様々な事情で生理用品を手に入れることができない方への支援策を求める (1) 生理用品を必要な方へ無料配付する (2) 公共施設や学校などのトイレに生理用品を設置する	市長 教育長
		市独自のPCR検査実施について	1 ワクチン接種と合わせて、無症状感染者の早期発見により、感染拡大防止策を図ること、さらに市民の不安や心配に応える対応策として、市独自のPCR検査実施に取り組むべき 2 クラスタ感染防止のため、保育所(園)・幼稚園・小中学校・通所福祉施設の職員対象に、無料検査実施に取り組むべき	市長 教育長



質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
15	遠山智恵子 議員	国民健康保険問題について	1 県運営方針が示されているが、今後の市の考え、取組を問う 2 18歳未満の均等割額全額減免を求める	市長
		放課後子どもクラブ運営業務委託について	1 子どもたちにとって学校とは違う「遊びと生活の場としての児童クラブ・子ども教室」の運営理念や基本方針を問う 2 開設に向けた取組（スケジュール、子どもたちや保護者・支援員等への対応）	教育長
		ゲリラ豪雨・大雨対策について	1 改正災害対策基本法施行に伴う取組と市民への周知 2 藤代地域の避難先として、高台にある公園や公共施設利用の検討を	市長
16	加増充子 議員	西口開発について	1 区画整理事業の速やかな終息へ、法令、公正・公平な手続に基づき、地権者への誠実な対応を図ること (1) A街区着手当時の事業の進め方をたずね (2) 現在、残る1棟の地権者との移転協議・交渉経過と、今後の交渉方針を問う (3) 区画整理事業への市長の政治責任が厳しく問われていると思うがいかがか 2 再開発事業は、中止・見直しを行うこと (1) 市が施行した、再開発ビル（旧東急ビル）の検証はどのようにしたのか (2) コンサルに委託した報告書による計画では、地権者は、事実上土地を失い、市は補助金・公益施設床買収など巨額な財政支出というリスクを負うことになるか (3) デベロッパー独り勝ちのA街区再開発事業から市は撤退、地権者には再開発の再検討を促すこと (4) あえて再開発事業を推進するならば、情報開示・市民説明会を行う。都市計画法第16条に基づき、都市計画案策定にあたって公聴会を開催すること	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
17	岩澤 信 議 員	取手緑地運動公園の 利用について	1 コロナ禍での利用状況 2 利用についての注意点 3 取手の魅力としての発信、活用方法	市 長
18	関戸 勇 議 員	市民の暮らし等に関 わる水道について	1 とりで未来創造プラン 2020 基本構想の (5) 快適で安心できるまちづくりで、上下 水道の整備にふれているが、水道は快適で安 心となっているか 2 膨大な余剰水を持つ茨城県が水源開発を 続けているが、市長は霞ヶ浦導水事業の促進 ではなく、中止を求めよ 3 市役所（本庁舎）が県南水道でなく地下水 を使用しているのは防災のためか 4 水道料金改定の際は計画案について市内 でも説明会を複数開催しコンセンサスを図 るよう県南水道企業団に求めよ	市 長
19	落合信太郎 議 員	災害時における避難 行動の取組について	1 避難所運営など動画の活用 2 車中避難場所一覧掲載 3 大規模水害時の事前避難者に宿泊費や移 動手段への補助	市 長
		国と地方自治体の公 的奨学金返還支援制 度について	1 地方自治体連携型の導入 2 民間企業型の導入	市 長 教 育 長